お問い合わせについて

放課後キッズクラブ事業は、学校とは異なり、法人によって運営されていているため、
キッズクラブ事業に関することは直接キッズクラブへお問い合わせをお願いします。

お問い合わせ時間

【平日】 ①13:00～14:00　②17:00～19:00

【土曜】 10:00～18:00

権太坂小学校 放課後キッズクラブ	TEL:712-5460	FAX:712-5460
〈運営法人〉特定非営利活動法人 権太坂キッズサポート	TEL:712-5460	FAX:712-5460

キッズクラブ開所時間内は「児童対応」「緊急連絡」等のため、十分な対応が出来ませんので、
上記時間内でお問い合わせくださいますよう、お願いいたします。
上記時間外にご連絡があった場合、**★緊急連絡**以外は上記時間をご案内させていただきます。

★緊急連絡とは…キッズクラブの出席、欠席に関することや急な変更等です。

【ご意見・ご要望等について】

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、
権太坂小学校 放課後キッズクラブ　下記担当までご連絡ください。

●法人・キッズクラブ受付担当者●　主任:山口 まき子　TEL:712-5460

【その他のお問い合わせ】

横浜市保土ケ谷区子ども家庭支援課	TEL:334-6322	FAX:333-6393
横浜市子ども青少年局放課後児童育成課	TEL:671-4068	FAX:663-1926

紙面中の電話番号、ファクス番号の市外局番は「045」です。

権太坂小学校放課後キッズクラブ

入会のしおり

令和8年度版

〈運営法人〉特定非営利活動法人 権太坂キッズサポート

権太坂小学校放課後キッズクラブ

TEL・FAX　045-712-5460

E-mail　gontazaka-kids@shore.ocn.ne.jp

HP　https://www.gontazaka-kidsclub.com/

ホームページは
こちらから

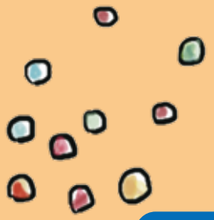

同封書類を必ずご確認ください

※本案内の内容は、令和8年1月時点で作成したものです。

I 放課後キッズクラブの制度等について

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して放課後の安全・安心な居場所を提供する事業です。

① 全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること

② 留守家庭児童等を対象に「生活の場」を提供すること

を目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には横浜市立の全ての小学校に設置されています。

権太坂小学校放課後キッズクラブは、保土ケ谷区が選定した法人（特定非営利活動法人 権太坂キッズサポート）が運営を行っています。放課後キッズクラブでは、放課後児童支援員を中心とした職員が、児童の育成支援や遊びの場の提供などを行っています。

2 運営法人「特定非営利活動法人 権太坂キッズサポート」について

権太坂小学校放課後キッズクラブを運営する特定非営利活動法人 権太坂キッズサポートは平成25年4月1日に地域で設立したNPO法人です。

「地域で子どもたちの健全な成長を見守る」を目指し、子どもと子ども、大人と子ども、人と人のつながりを大切に、心の豊かな子どもたちの育みをサポートし、「遊びの場」「生活の場」の提供をしています。

3 放課後キッズクラブの開所日

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則として開所します。ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合（※1）や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。（閉所または開所時間を短縮する場合の連絡は**放課後e-場所システム** 8 で行います）また、**利用可能な日や時間は利用区分によって異なります。** 4

詳しくは番号の掲載でご確認ください

例！ 放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合

	警報発表時 21	熱中症警戒アラート等発表時 23	学級閉鎖等
わくわく【区分1】	閉所	閉所	感染拡大を防止するため、閉鎖対象となった学級・学年・学校の児童（※2）は、体調不良の有無にかかわらず、クラブの利用・参加はできません。
すくすく【区分2A・2B】（わくわく【区分1】のスポット利用含む）	開所 ※特別警報発表時は閉所	開所	

※1　表に記載がない事由においても、学校都合等により閉所をする場合があります。

※2　学級閉鎖が学級・学年単位の場合は、他の学級・学年の児童の活動は行います。

4 放課後キッズクラブの開所日

利用にあたっては、まず、利用区分を選択いただきます。利用区分は、遊びの場の利用を目的とした**「わくわく【区分1】」**と、遊びの場に加えて留守家庭児童等の生活の場の利用を目的とした**「すくすく【区分2】」**があります。また、**「すくすく【区分2】」**には、午後5時まで利用の**「すくすく（ゆうやけ）【区分2A】」**と午後７時まで利用の**「すくすく（ほしぞら）【区分2B】」**があり、登録に当たっては、それぞれ月額の利用料（以下「利用料」という）をご負担いただきます。

利用区分ごとの概要

利用区分		わくわく【区分1】（※1）	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】（※2）	ほしぞら【B】
利用目的		遊びの場	遊びの場 ＋ 生活の場	
登録条件		●権太坂小学校に通学している児童であること。 ●権太坂小学校区に居住し、国立小学校、私立小学校または特別支援学校等に通学している児童であること。		
			留守家庭児童等であること（※3）	
利用時間	平日	放課後～**午後4時まで** 退出が午後4時1分を過ぎると自動的にスポット有料となります。お迎えは10分前までにお越しください。	放課後～**午後5時まで**	放課後～**午後7時まで**
	土曜日	**利用できません**	午前8時30分～**午後5時まで** ★お迎えは4時50分頃までにお越しください。午後5時1分を過ぎると延長料金がかかります。	午前8時30分～**午後7時まで** ◆午後7時を過ぎてのお預かりはできません。
	土曜日を除く学校休業日	午前9時30分～11時30分か午後1時30分～3時30分（※4）	午前8時～**午後5時まで** ★と同様	午前8時～**午後7時まで** ◆と同様
お迎え		キッズクラブが定めた最終下校時刻（キッズ集団下校）以降にお迎えの場合は保護者または保護者から指定された方のお迎えが必要となります。 14		
利用料		**無 料**	**月額2,000円**+おやつ代 （7・8月は2,500円+おやつ代）	**月額5,000円**+おやつ代 （7・8月は5,500円+おやつ代）
			減免制度あり 6	
保険加入料		年額700円必須 7		
定員		なし	あり	

※1　表の説明のほか、有料でスポット利用 5 ができます。

※2　表の説明のほか、有料で延長利用 6 ができます。

※3　保護者が就労及び健康上の理由等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さん。

※4　午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、夏季休業日は午前のみの利用となり、午後は利用できません。

月額利用料は実際の利用頻度にかかわらずご負担いただきます。利用回数に応じた日割り等はありません。

注意事項 **利用区分変更** → 年度の途中で変更することができますが、月途中での利用区分の変更はできません。変更内容により必要書類があります。

例！ 7月1日から区分変更をする場合、6月1日までにお申し出ください。期日を過ぎての変更は不可。

5 わくわく【区分1】の概要

(1) わくわく【区分1】について

全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供することで、異年齢間の遊びや交流を通じて、創造性・自主性・社会性などを養うことを目的としています。
子どもたちが安全・安心に「遊び」の時間を過ごすことができるよう、スタッフが支援します。

(2) 利用時間

平日	**放課後～午後4時**　退出が午後4時のため、お迎えの場合は午後3時50分頃までにお願いします
土曜日	利用できません（※1）
学校休業日	**午前9時30分～11時30分**または**午後1時30分～3時30分**（※2）

※1　スポット利用や、特別なプログラムのある日で、プログラムに参加する場合は利用できます。
※2　午前・午後のどちらかの時間帯で利用できます。ただし、**夏季休業日は午前のみの利用となり、午後は利用できません。**

(3) スポット利用

スポット利用とは、保護者の一時的な用事等により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、わくわく【区分1】のお子さんを、午後7時まで受入れる制度です。（土曜日・学校休業日も午後7時まで利用できます）スポット利用には、原則あらかじめの申込が必要で、1回あたり800円のスポット利用料とおやつ代（実費）がかかります。

注意事項　すくすく【区分2】定員の空き状況等により利用できない場合があります。

(4) 利用料

わくわく【区分1】の利用料は無料ですが、利用料とは別に保険料がかかります。
また、**プログラム** 10 に参加する場合、材料費等の実費がかかる場合があります。

注意事項　わくわく【区分1】の利用時間は午後4時までのため、退室時間が4時1分以降になると、自動的にスポット利用料（800円/回）とおやつ代（実費）をご負担いただきますので、あらかじめご承知おきください。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時 21 や**熱中症警戒アラート等発表時** 23 、感染症の影響がある場合等、児童の安全な「遊び場」の確保が困難な状況においては、わくわく【区分1】の利用を原則は休止としています。
利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さんに対して、**放課後e-場所システム** 8 によりお知らせさせていただきます。

6 すくすく【区分２】の概要

(1) すくすく【区分2A・B】について

保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童等を対象に「遊びの場」と「生活の場」を提供し、健全な育成を図ることを目的としています。**わくわく【区分1】**と一体的に行う「遊びの場」の提供に加え、ご家庭とも連携しながら、放課後キッズクラブでの生活を通したお子さんの健全な成長や**基本的な生活習慣**（※1）の習得等のための支援を、**放課後児童支援員**（※2）等が行います。

※1　**基本的な生活習慣の一例**…●健康や衛生に関すること（手洗い、うがい等）●こどもの日常生活に関すること（持ち物の管理、片付け、整理整頓、宿題等）●放課後キッズクラブでの生活に関すること（集団生活を維持するための活動に分担・協力して取り組むこと等）
※2　**放課後児童支援員とは**…保育士・社会福祉士などの資格保有者、教員免許の保有者、高等学校等を卒業して2年以上放課後キッズクラブ事業に従事し市長が適当と認めた者など、一定の要件を満たした者が、都道府県等が行う研修を修了することで「放課後児童支援員」になることができます。

(2) 利用時間

すくすく（ゆうやけ）【区分2A】※

平日	放課後～午後5時
土曜日	午前8時30分～午後5時
土曜日を除く学校休業日	午前8時～午後5時

すくすく（ほしぞら）【区分2B】

平日	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後7時
土曜日を除く学校休業日	午前8時～午後7時

※延長料（400/回）を支払うことで、午後7時まで利用することができます。

(3)延長利用

延長利用とは、**すくすく・ゆうやけ【区分2A】**のお子さんを、保護者の一時的な用事等がある場合には午後5時を超えて午後7時まで受入れる制度です。

※延長利用には、原則あらかじめの申込が必要で、1回あたり400円の延長利用料がかかります。

注意事項　退出時間が5時1分を過ぎると自動的に延長料が発生しますのでご承知おきください。

(4)利用料

利用料はクラブが指定する期日（毎月10日）ゆうちょ銀行口座振替（口座引き落とし）によるお支払いとなります。

すくすく【区分2】は、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料をご負担いただいております。利用料はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。
また、利用料とは別に**おやつ代（実費相当）や保険料**がかかる 7 ほか、**プログラム** 10 に参加する場合に材料費等の実費がかかる場合があります。

	すくすく（ゆうやけ）【区分2A】	すくすく（ほしぞら）【区分2B】
利用料（月額）※	**2,000円**（7・8月は2,500円）	**5,000円**（7・8月は5,500円）
延長料（午後7時まで）	1回あたり400円	—
おやつ代	実費相当　共通	

※すくすく【区分2A・B】の利用料はその月の利用がなくてもご負担いただきます。

利用料減免制度

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく【区分2】を利用するに当たり、経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

減免対象者※1・2	**次の①～③いずれかに該当する方**	**①生活保護世帯の方** **②市民税所得割非課税世帯の方** **③横浜市就学援助を受けている方**
減免額	**上限2,500円／月**	
減免対象費用	**月額利用料** ※おやつ代、プログラム参加費等の実費、すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料（400円/回）及び保険加入料は減免の対象となりません	

※1　①～③の要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象でなくなった場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）、速やかに減免適用外申出の手続きをお願いします。
※2　虚偽または不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

提出書類フロー図

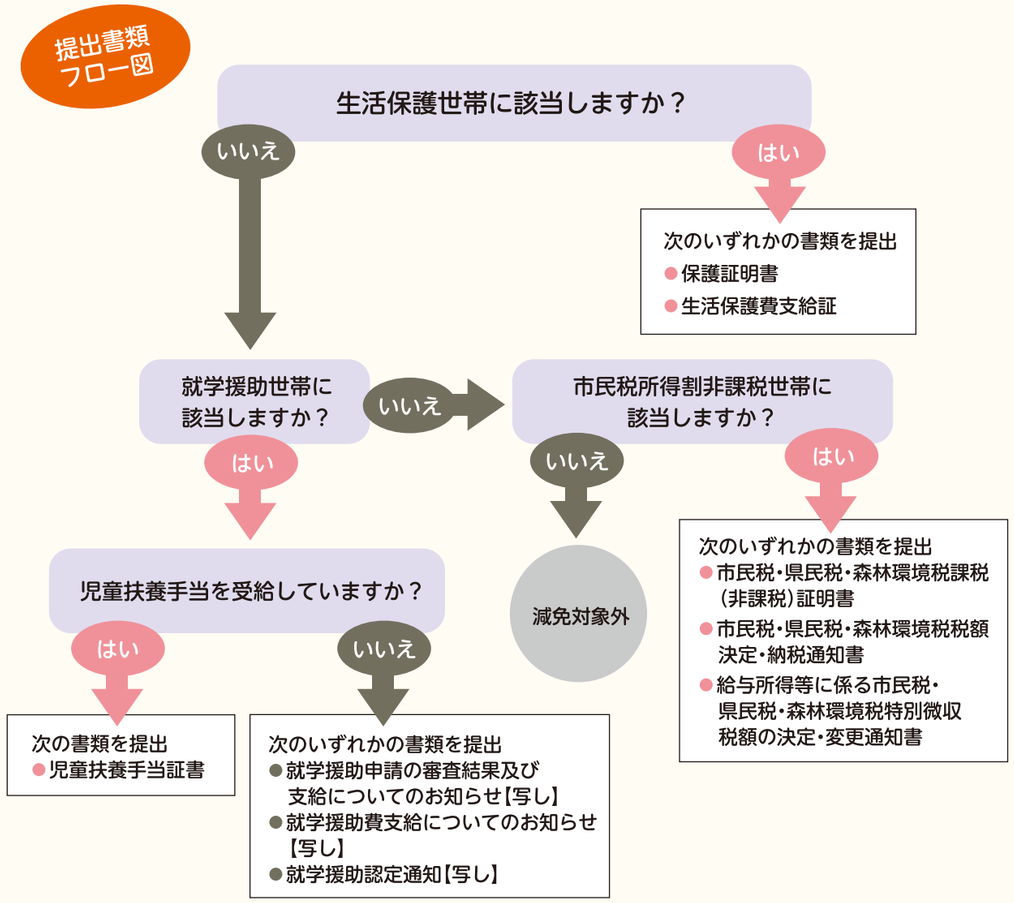

上記減免対象の場合には必要書類等をご案内しますので、直接クラブまでご連絡ください

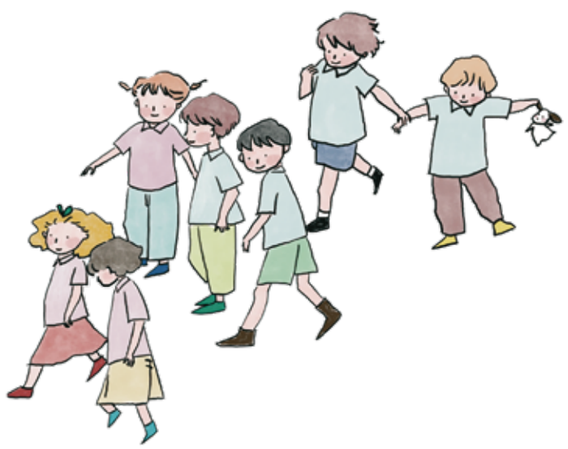

7 保険への加入

放課後キッズクラブでは、利用区分にかかわらず、利用いただく皆さんに万一の怪我や事故の賠償責任に備えて保険にご加入いただくとともに、保険の掛金(お子さん1人につき年額700円)を負担していただきます。この保険は権太坂小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人:特定非営利活動法人 権太坂キッズサポートが加入するものです。**利用申込の際に、保険掛け金の領収書等の添付が必要になりますので、申込前までに保険掛け金をお支払いください。**

なお、保険の掛金は年間掛金を適用しているため、一度納入された掛金は、返金することができません。

また、「保険に関するQ＆A」も、あわせてご一読ください。

補償内容　①傷害保険 ②賠償責任保険の2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中および放課後キッズクラブと自宅の往復途中(自宅への一時帰宅も可)に発生した事故等を補償する制度です。

①傷害保険…**児童がけがによる死亡、後遺障害、入院、通院を補償**
(「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です)

②賠償責任保険…**児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合**に対象となります。

(1) 保険制度運営負担金　お子さん1人につき　年額700円

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額
傷害保険	通院(1日目から90日限度)	1,500円/日
	入院(1日目から180日限度)	4,000円/日
	死亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償責任保険	対物賠償／対人賠償	共通限度額　1名/1事故　5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

①傷害保険……放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故(交通事故も含む)

②賠償責任保険…放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償

(4) 支払方法

ゆうちょ銀行または郵便局の窓口、ATMにおいて、**放課後キッズクラブで配付する【払込取扱票】を用いてお支払いください。**振込手数料は別途負担をお願いします。なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMにおいて、電信振替ができます。

ご依頼人欄に自宅の住所・電話番号・保護者の方の名前と小学校名、お子さんの名前を必ずご記入ください。

※振込受領証は必ず保管しておいてください。

例！ **お子さんの人数が2人以上の場合は700円×人数(1,400円等の合計金額に訂正して振込いただいて構いません)**

(5) その他

利用申込に際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまで連絡ください。

保険料振込取扱票は「入会のしおり」と一緒に同封されていますので、ご確認ください。

保険制度に関するQ&A

制度全般

Q 負担金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？

A はい。負担金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。
必ずご利用前に負担金をお支払いください。

Q 2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？

A 1人あたり年額合計700円ですので、この場合2人で1,400円となります。

Q 1日だけのイベントへの参加でも負担金を支払うのですか？

A はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも必ず利用前に負担金をお支払いください。

Q 今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのでしょうか？

A 各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している保険制度の掛金をご負担いただきます。

Q キッズクラブに登録しましたが、一度も利用せずに途中で止めた場合、負担金の700円は返還してもらえますか？

A 一度お支払いいただいた負担金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。

傷害補償について

Q 保険金の支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？

A 対象となる事故は、キッズの活動中またはキッズと自宅の間の往復途中（自宅への一時帰宅も可）における「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害です。けんしょう炎など病気によるものは対象になりません。
※「新型コロナウイルス感染症」「特定感染症」は対象外です。
※往復途中とはキッズクラブから自宅へ「通常の経路」でまっすぐに帰宅することです。

Q 子どもが指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は対象になるのでしょうか？

A はい。1日だけの通院でも保険金は支払われます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。また、保険金は医療機関に支払った全額が補償されるものではなく定額の支払いとなります。

賠償責任補償について

Q どのような事故が賠償責任保険金の支払いの対象となるのでしょうか？

A 「子どもがキッズクラブの活動中にクラブや学校の窓ガラスを破損した」「他の児童にケガをさせて治療費を請求された」など法律上の損害賠償責任を負う場合に対象となります。

Q 子どもが他の児童の水筒を落として壊してしまいました。買い替え費用が全て補償されるのでしょうか？

A いいえ。補償される金額は破損した物の修理代または時価額のいずれか低い金額となります。

Q 事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか。

A 活動中・往復途上中に傷害・賠償事故が発生した場合、速やかにスタッフに報告してください。
後日、保険会社から保険金請求書類が送付されます。必要事項をご記入の上、ご返送ください。

登下校についての注意

キッズクラブ利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時、学校休業日の行き帰りでの事件・事故についてキッズクラブや横浜市は責任を負いません。安全を十分確認した上でご利用ください。

8 放課後e-場所システムの使用

放課後キッズクラブの利用に当たり、入会申込を始めとした各種手続の多くは、横浜市が開発した「放課後ｅ-場所システム」（以下「システム」という）で行います。
お手数ですが、システムの利用登録をお願いします。

システムでの新規利用登録に当たっては、横浜市の子育て応援アプリ「パマトコ」（※）のアカウント登録が必要となります。登録・利用方法などの詳細はシステムのマニュアルをご確認ください。

※横浜市が子育て世帯のお悩みを解決するためのツールとして開発した、自治体ならではの情報・機能を集約した子育て応援アプリ・サイトです。

システムの登録

放課後キッズクラブの利用申込に際し、利用申込に必要な書類 18 をお手元に揃えたうえで、二次元コードを読み取り、利用登録を行ってください。
なお、システムの操作方法等については、横浜市のホームページに掲載されているシステムのマニュアルをご確認ください。

★放課後e-場所システム マニュアル掲載ページ

URL https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hokago/houkagoe-basho.html

二次元コード

放課後e-場所システムの主な機能

1	**入会の利用申込・区分変更・退会**	クラブの利用申込・区分の変更・退会の手続き
2	**書類の提出**	申込等に必要な書類の提出
3	**児童の入退室時刻のお知らせ**	お子さんの入室・退室の情報を登録いただいたメールアドレスに通知
4	**利用予定の登録・変更・キャンセル**	利用予定の登録・変更・キャンセル等
5	**昼食提供の申込**	春・夏・冬休みのお弁当の注文
6	**キッズクラブ・横浜市からのお知らせ**	保護者サイトでのお知らせ確認、クラブからのお知らせをメール通知で受取り

放課後e-場所システムはブラウザ上で動作するクラウドサービスです。
インターネットにつながる環境であれば、スマートフォン・パソコン・タブレットで利用ができます。
推奨ブラウザ：Google Chrome、Firefox、Microsoft Edge（最新のバージョンをお使いください）

Ⅱ 活動について

9 権太坂小学校放課後キッズクラブの活動

(1) 活動に当たり大切にしていること

権太坂小学校キッズクラブ「８つの視点」

① 学校では得られない体験機会の設定をしていきます。
② プログラム内容に持続性を持たせます。
③ 子どもたちの成長や発達に応じたプログラムの設定をしていきます。
④ 異年齢児の交流やリーダーを育てていきます。
⑤ 子どもたちの「食べる力」の育みをサポートしていきます。
⑥ 親子体験・遊びのプログラムの提供をしていきます。
⑦ 大勢のボランティアの協力を得ていきます。
⑧ 自由に遊べる空間づくりをしていきます

(2) 学校・保護者・地域との連携や繋がり

権太坂小学校放課後キッズクラブでは、お子さんが安全・安心に過ごせるよう、学校・保護者・地域等と連携を取りながら運営を行っています。

学校	●日々子どもたちが日々の生活を円滑に過ごせるよう、学校の担任と状況に応じて子どもたちの様子の情報交換を行っています。 ●子どもたちのキッズでの様子を日々学校及び児童専任と情報交換を行っています。 ●定期的に学校長、副校長、児童専任と放課後キッズクラブ常勤職員とで総合的な情報交換を行っています。 ●体を動かす遊びや、イベント実施の時間を確保できるよう、学校と連携し、授業の時間の予定を確認しながら、校庭、体育館、特別教室の利用の調整を行っています。
保護者	●日々のお迎え時のコミュニケーションのほか、お子さんの様子等で気になることがある場合にはスタッフとの面談はいつでも対応いたします。 ●毎年2回「保護者会」を開催し、保護者の皆さんとの意見交換を行っています。
地域	●機会に応じて地域行事やイベントに参加しています。 ●毎月1回地域ボランティアの指導で「ちはや部」百人一首対戦を行っています。 ●近隣の県立光陵高校と定期的な交流を行っています。サマークッキング他、光陵生のボランティア登録もあり、遊びや宿題を教えてもらっています。

(3) 1日の活動スケジュール例

平日(学校のある日)

区分	授業終了まで	放課後キッズ入室	午後4時	午後4時30分 1人下校最終時間	午後4時30分 ～4時50分 おやつ	午後5時～7時
わくわく	学校	プログラム参加・ 宿題や自由遊び	わくわく区分閉所			
スポット		体育館・自由遊び・校庭・プログラム参加 (おやつ無し下校希望は午後4時30分)			○	スポット利用と ゆうやけ延長は **ほしぞら**と同じ
ゆうやけ		体育館・自由遊び・校庭・プログラム参加 (おやつ無し下校希望は午後4時30分)			○	
ほしぞら		体育館・自由遊び・校庭・プログラム参加 (おやつ無し下校希望は午後4時30分)			○	おやつ後の宿題 室内活動

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。
★午後4時30分以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動をします。
★キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必須となります。
★わくわく【区分1】のお子さんは、スポット利用の場合を除き、給食のない日にキッズクラブ内では昼食を食べられません。

学校休業日(土曜日除く) ※土曜日は午前8時30分からの開所です。

区分	午前8時開所	午前9時～12時	午後12時～1時 昼食 (食後はDVD観賞・読書)	午後1時～	午後4時30分 ～4時50分 おやつ	午後5時～7時
わくわく	①午前9時30分～11時30分 ②午後1時30分～3時30分 (①・②いずれかの時間のみ参加で予約可能)		わくわく区分閉所			
スポット	読書・学習	体育館・自由遊び・校庭・プログラム参加 (おやつ無し下校希望は午後4時30分)			○	スポット利用と ゆうやけ延長は **ほしぞら**と同じ
ゆうやけ		体育館・自由遊び・校庭・プログラム参加 (おやつ無し下校希望は午後4時30分)			○	
ほしぞら		体育館・自由遊び・校庭・プログラム参加 (おやつ無し下校希望は午後4時30分)			○	おやつ後の宿題 室内活動

★利用方法は、学校がある日と同じです。
★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後のどちらかの時間帯に参加します。(両方は参加できません)※夏季休業日のみ午前1回
★わくわく【区分1】のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食を食べられません。
★すくすく【区分2】では、一日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動しています。
★夏休みは午後からの活動にむけて、昼食後に子どもたちがゆっくりと体を休ませることが出来るようにしています。

例! **「ごろごろタイム」で昼寝や横になり静かに過ごすことができます。**
詳しい持ち物等は夏休み前のキッズニュースでご確認ください。

10 プログラム

放課後キッズクラブでは、こどもたち一人ひとりが充実した時間を過ごせるように体験・創作活動等を提供し、社会性・自主性・創造性を育むために、プログラムを実施しています。

(1) 権太坂小学校放課後キッズクラブのプログラム

権太坂小学校放課後キッズクラブでは、こどもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。
プログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」などがあります。
また、メンバー登録制の「ドッジボール部」・百人一首対戦の「ちはや部」も活動しています。

実施しているプログラム例

定期的に実施しているプログラム	●あゆさんタイム(外部講師週1回) ●まゆみさんの紙バンド(毎月1回) ●ちはや部:百人一首対戦(毎月第1土曜日)メンバー制 ●ドッジボール部(毎週水曜日)メンバー制 ●けん玉の達人(毎月1回)
随時実施しているプログラム	●光陵生と遊んで学ぶわくわく交流(7月頃) ●みんなでサッカー(外部講師年2回)
屋外活動やお出かけプログラム	●藤田農場さつまいも堀り ●ドッジボール交流 ●ゴン太探検隊 ●境木地蔵尊初詣 ●光陵高校でサマークッキング

※今後実施するプログラムは変更になる場合があります。

ドッジボール大会

権太坂小学校放課後キッズクラブ「ドッジボール部」では毎年横浜市内の放課後キッズクラブ等が対戦する市ドッジボール決勝大会進出を目指しています。近隣キッズクラブとの交流試合もします。

ちはや部 百人一首新春大会

境木地蔵尊初詣

光陵生とサマークッキング

地域防災訓練

手作り味噌作り

まゆみさんの紙バンド

あゆさんタイム:フェイスペイント

さつまいも掘り

カレーランチ

毛糸のボンボンマスコット

まだまだ楽しい遊びが
いっぱいあるよ!!

プログラムの内容や申込について

実施日や詳しい内容については、
ホームページ・キッズニュースでお知らせしますので、ご確認ください。

注意事項

プログラムによっては、定員を設けて実施する場合があるため、希望のプログラムに参加できない場合があります。

- プログラムの参加は任意となります。申込に当たっては、お子さんの予定をご確認ください。
- **わくわく【区分1】**のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになります。終了時間が最終下校時刻 **5** を過ぎる場合など、保護者のお迎えが必要になる場合があるため、下校時刻についてお子さんとも確認しておくようにしてください。

11 おやつ

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。
おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。
おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。
原則、持ち込みはご遠慮いただいていますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

重要なお願い

学校生活管理指導表【写し】の提出について
お子さんの食物アレルギーについては、利用区分にかかわらず、必ず利用申込時に申告いただくとともに、学校に提出する「学校生活管理指導表」の【写し】をあわせて添付してください。
また、学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」【写し】をあわせて添付してください。なお、「学校生活管理指導表」の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

おやつの提供状況

料金：100円/食
食べる場所：国際教室、4階少人数教室、児童会議室等
おやつの内容：市販のお菓子、プリン、ヨーグルト等

12 学校休業日等の昼食

夏休みなどの学校休業日や、学校がある日でも給食が提供されない日など、放課後キッズクラブで昼食を食べる必要がある日は、お弁当を持参してください。特に夏場などは、お弁当の中身が傷まないよう保冷剤を入れるなどの配慮をお願いします。

横浜市による取組

放課後キッズクラブでは、令和6年度から長期休業期間中の昼食提供を実施しています。
お弁当を注文すると、キッズクラブに直接配送されるため、お弁当を持参することなく、昼食を取ることができます。
なお、令和8年度の実施内容については、横浜市から別途お知らせがあります。

【参考】令和7年度の昼食提供の概要
期間：夏休み・冬休み・春休み（お盆休み期間（令和7年8月11日～8月15日）は除く）
料金：400円/食
対象：すくすく【区分2A・B】登録及びわくわく【区分1】登録のスポット利用で希望する方

13 学習環境

権太坂小学校の、学習用タブレット端末（以下「端末」という）を持ち帰り、ご家庭でも学習を行う場合で、キッズクラブでの利用にあたっては、学校の持ち帰りルールをもとに、キッズクラブでの端末の利用ルールを定めています。詳細については、**別紙「権太坂小学校放課後キッズクラブでの学習用タブレット端末の利用にあたって（お願い）」**をご確認ください。
また、キッズクラブ内で端末の故障・破損があった場合、原則として、キッズクラブでは故障・破損時の状況等を確認し、保護者にお伝えしますので、保護者から学校にご連絡ください。
なお、利用に際して端末に破損・紛失等があった場合、原則、キッズクラブは一切責任を負いません。そのため、十分注意するようお子さんとお話しあったうえで、ご利用ください。

14 利用当日の流れ及びキッズクラブからの帰り方（集団下校・お迎え）

（1）授業終了後からキッズルームへ行くまでと流れ

①新1年生は一週間程度の間、各教室前までスタッフが迎えに行きます。
②スタッフの迎え終了後は各学級での帰りの会が終わったらキッズルームに来ます。
③キッズルームでは、利用カードをキッズクラブ受付棚（当日の利用時間の場所）に入れます。
④ランドセルをロッカーに入れて、スタッフの指示に従って、活動を開始します。

（2）持ち物

キッズクラブへの持ち物は「平日（学校がある日）」と「学校がお休みの日」によって異なります。
持ち物には必ずお子さんの名前を記入してください。
季節に応じた持ち物等は、随時『キッズニュース』等でお伝えします。

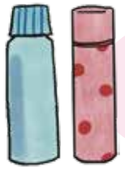

同じ柄の水筒が多く、
名前がないと間違えます！
間違って持ち帰った場合は
直ぐにお持ちください。

上履きがないと体育館では遊べません。
（学校休業日は要注意）
1階下駄箱の児童はキッズ用があると便利です。
当日1階から上履きを持参した児童は、
翌日キッズ下駄箱に取り来て
1階から教室へ向かいます。

注意事項 **教室に忘れ物をしてしまっても、キッズクラブに来たら教室には戻れません。**

キッズクラブを利用するのに必要な持ち物

①利用者カード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印」）
②水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
③上履き

学校がお休みの日、キッズクラブで1日過ごす場合に必要な持ち物

すくすく【区分2A・B】・わくわく【区分1】スポット利用が対象

①利用者カード（利用日に「下校時間」「お迎えの有無」「保護者印」）
②水筒（普段学校に持っていく中身と同じものにしてください）
③上履き
④お弁当
⑤着替え（校庭や体育館で遊んだあと、必要に応じて着替えをします）

注意事項 **キッズクラブに持ってきてはいけないもの**
学校に持って来てはいけないものと同じです（ゲーム機、玩具、携帯電話等）

(3) 帰り方

キッズクラブからの帰り方は、お子さんが一人で帰る場合とお迎えの場合があります。
なお、お子さんが一人で帰る場合には、お子さんの安全面を考慮し集団下校を行っています。

※当日の時間帯によっては下校コースで一人のみで下校の場合もあります。

集団下校について

集団下校は、保護者のお迎えを必要とせず、お子さんだけで帰宅します。集団下校時刻は30分毎に設定しています。(下表参照)お子さんが一人で帰る場合には、利用カードに集団下校時刻の記入をしてください。
わくわく【区分1】(スポット利用を除く)の場合は、午後4時の集団下校時刻までに下校となります。

※わくわく【区分1】のお子さんは、利用カードに「お迎え」となっている場合で、午後4時(プログラム参加時は、プログラム終了時間)を越えた場合は、原則としてスポット利用の扱いとなります。料金がかかりますのでご注意ください。

すくすく【区分2A・B】または**わくわく【区分1】**のスポット利用で、最終下校時刻を過ぎる場合は、保護者または代理引取り人のお迎えを必要としています。下表のとおり、季節ごとで最終下校時刻が異なりますのでご注意ください。

お迎え無しで下校する集団下校時刻と最終下校時刻

	集団下校時刻　※午後3時以前も30分毎				最終下校時刻
4月～9月、2・3月	午後3時30分	午後4時	午後4時30分	午後5時	午後5時
10月～1月	午後3時30分	午後4時	午後4時30分	―	午後4時30分

お迎えは、保護者の方または代理引き取り人の方ができます。お迎え予定時間を『利用カード』に記入してください。お迎えに来た際は、正門右側のインターホンで「学年・組・お子さんのお名前」を告げ、正門より入校し、**2階昇降口左側キッズ入口でお待ちください。**その他ご用の方はキッズルームまでお越しください。
すくすく(ゆうやけ)【区分2A】で、利用カードに「お迎え」となっている場合、そのお迎えが午後5時1分を過ぎたときは、自動的に延長利用の扱い(400円/回)となります。
お子さんを車で送迎することについては、原則禁止です。近隣にお住まいの方への影響もありますのでおやめください。

代理引取り人について

事前にe-場所システムの「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

利用時間の順守

学校休業日や土曜日において、朝、キッズクラブの開所時間より早く来て、開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。お子さんが開所時間以降に放課後キッズクラブに到着するよう、ご協力をお願いします。
特に、夏休み等の猛暑時は日陰がない場所もありますので、熱中症予防のための配慮をお願いします。また、放課後キッズクラブの開所時間は午後7時までのため、必ず午後7時までにお迎えに来るようにしてください。

※キッズクラブの利用にあたってのルールを守っていただけない場合は、利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

15 キッズクラブの利用に当たってのお願い

キッズクラブは多くのお子さん・保護者の方がご利用されます。
皆さんが安心してキッズクラブを利用いただけるよう、また、スタッフが安心して働くことができるよう、利用に当たっては、以下のルールへのご協力をお願いします。
これらのルールを守っていただけない状況が継続する場合その他キッズクラブの安定した運営に重大な支障をきたす行為があった場合は、キッズクラブの利用をお断りさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。キッズクラブの安定した運営に向けて、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 登下校についての注意

キッズクラブの利用児童の行き帰りは、保護者の責任の下で行われるものとしています。お迎えがない時の帰りや、学校休業日の行き帰り等での事件・事故等についてキッズクラブや横浜市は責任を負いませんので安全を十分に確認した上でご利用ください。キッズクラブに参加してから習い事等にも行くことができます。

(2) スタッフとの適切なコミュニケーション

放課後キッズクラブでは、保護者の皆さんとも協力しながらお子さんの支援を行うとともに、スタッフの働きやすい環境づくりを目指しています。
保護者の方からのご意見・ご要望に対しては丁寧・真摯に対応するよう努めていますが、スタッフ及び他の利用者の安全確保と適切な事業実施のため、対応にあたるスタッフが不安を感じるような言動・クラブの運営に支障をきたす行為(※)はお控えいただき、適切なコミュニケーションへのご協力をお願いいたします。

※強い口調での叱責や暴言、威圧的・執拗な言動、過度な要求、長時間の拘束など

(3) お子さんの行動によるトラブル等への対応

放課後キッズクラブでは、すべてのお子さんが安心して過ごせるよう、児童間の関係性やスタッフとの関わりも含め、安全面に配慮した運営を行っています。
他のお子さんやスタッフへの暴力行為等、キッズクラブの安全な活動に支障をきたす行為が継続して見られる場合は、保護者の方と連携しながらお子さんへの支援・対応方法を検討しますので、ご協力をお願いいたします。また、お子さんの状況に応じて、学校や区役所、その他の支援機関と連携して対応を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

16 広報誌『キッズニュース』 ホームページにも掲載されます

放課後キッズクラブから保護者の皆さんやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。
『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。

(1) 発行日と配付方法

『キッズニュース』は毎月20日ごろに発行し、担任の先生を通じて、全校児童に配付します。

(2) 『キッズニュース』の内容

①翌月の予定

放課後キッズクラブの翌月の予定等をお知らせします。
なお、夏休みや冬休み等の長期休業中の利用方法のお知らせ等、大切なお知らせがありますので利用している場合は必ずお読みください。放課後キッズクラブのプログラムには「無料のプログラム」「有料のプログラム」、「事前申し込みが不要なプログラム」「事前申し込みが必要なプログラム」があります。これらプログラムの内容、参加料、申込締切日、申込方法等をお知らせします。
保護者会や親子参加型プログラム、防災・避難訓練等のお知らせもします。

②活動の様子

放課後キッズクラブの日々の活動の様子や、実施したプログラムの内容等をお知らせします。
写真付の分かりやすい内容でお知らせしますので、お子さんと一緒に楽しんでください。

③お知らせとお願い

放課後キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

『キッズニュース』への写真掲載について

『キッズニュース』は子どもたちの活動の様子を写真入りで掲載します。放課後キッズクラブの紹介のため、入会のしおり・ホームページに掲載され学校外の方へお渡しすることもあります。写真掲載を希望されない場合は、放課後キッズクラブへお知らせください。

※地域交流、県立光陵高校等の「交流プログラム」に参加した場合には交流写真が広報やホームページに掲載される場合があります。
掲載不可の場合参加前に必ず保護者の方から連絡をお願いいたします。事前に申し出がない場合には、キッズニュース・ホームページ・入会のしおり等に掲載されますのでご承知おきください。

17 事故が起きた時の対応

軽度のけがの場合	重度のけがの場合
①キッズクラブのスタッフが状況を確認し、応急処置を行います ②保護者に連絡(※1)を取り、対応を相談します →キッズクラブで静養して過ごす、迎えに来てもらう、医療機関で診察を受ける(※2)等	①キッズクラブのスタッフが状況を確認し、救急車を呼びます ②保護者へ連絡(※1)をします ③救急車が到着したら、スタッフが付き添って病院へ向かいます ④保護者に状況を報告します ⑤区役所こども家庭支援課へ事故報告書を提出します

※1　保護者との連絡がつかない場合は、状況を判断して臨機応変に適切な対応を行い、連絡がつき次第、経過を説明します。
※2　首から上及び腹部の打撲等は、症状の有無によらず、医療機関で受診するようお願いします。

「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」への掲載について

キッズクラブの活動中に、重大な事故が発生した場合については、事業所名・氏名・小学校名等の個人の特定につながる情報を除き、内閣府が公表している「特定教育・保育施設等における事故情報データベース(以下、事故情報データベース)」へ事故の概要が掲載されます。保護者の方から要望があった場合は、一部の項目について非公表とすることが可能です。
そのような事故が発生しないようスタッフ一同努めて参りますが、万一発生してしまった場合には、事故情報データベースへ掲載される旨、あらかじめご理解くださいますようお願いいたします。

内閣府ウェブページ＞特定教育・保育施設等における事故情報データベース
https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html

Ⅲ 利用に当たっての各種手続き等について

18 利用申込について

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位(4月1日～翌年3月31日)で行います。

▶年度当初の4月から利用を希望する場合は、申込締切日までに必要書類を揃えたうえで、システムで申込をしてください。

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切(4月利用)	
		在校生	新1年生
わくわく【区分1】	●保険料(700円)の領収書 ●「学校生活管理指導表」の【写し】(アレルギーがある場合) ●児童情報シート(キッズかけはしシート)(★)	令和8年3月14日	令和8年3月14日までにシステムで申込
すくすく【区分2A・2B】	●保険料(700円)の領収書 ●「学校生活管理指導表」の【写し】(アレルギーがある場合) ●児童情報シート(キッズかけはしシート)(★) ●留守家庭児童等を証明する書類	令和8年3月14日	令和8年3月7日 新1年生の保護者・お子さんと面談を実施します 詳細は別紙にて

※わくわく【区分1】の新1年生は、スポット利用の場合を除き、4月の給食開始日(現在未定)からの利用開始となります。
※すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。
　証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。
※保護者とは、そのお子さんの父母または父母に代わって養育している者のことをいいます。
※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません。
(e-場所の利用申込は、お子さんの人数分の情報を登録します)

留守家庭児童等を証明する書類

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等の方	**就労(予定)証明書** 利用登録時に添付が難しい場合は、「就労(予定)証明書提出遅延届」を添付してください 就労(予定)証明書を取得したのちは、システムでの提出が必要です
勤務予定者の方	
産休中及び育休中の方	
自営業の方	**自営業従事者等申告書**
病気の方、看護・介護中の方	**病気・障害等申告書**(※1) 診断書等、状況が確認できる書類を添付してください
障害のある方	**病気・障害等申告書**(※1) 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください
求職中の方	**求職活動申告書**(※2)
在学中(中学生、高校生除く)の方	**学生証の【写し】または在学証明書**
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	**罹災証明書** 地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災および風水害による被災…消防署で発行しています

※1　病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産(予定)日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、
　　出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。(多胎妊娠の場合は、出産(予定日)の前14週間、後8週間となります)
※2　求職活動を理由にすくすく【区分2A・B】に登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、速やかに就労(予定)証明書をシステムで提出してください。

▶年度途中から利用する場合は、上記「利用登録に必要なもの」を揃え、利用希望月の前月1日までにお申し込みください。準備等の関係上、登録後の利用開始日については登録時にお知らせいたします。

★児童情報シート(キッズかけはしシート)のご提出についてのお願い

児童情報シート(キッズかけはしシート)とは、放課後キッズクラブに新しく入会されるお子さんがキッズクラブで安全に楽しく過ごすことができるように、お子さんについてキッズクラブが事前に把握するためのものになります。
保護者の方からいただいた情報は、お子さんが放課後キッズクラブで安全・安心に過ごすに当たっての大切な参考情報になります。
新1年生及び新しくキッズクラブに入会するお子さんの保護者の方は、お子さんの性格や家での様子などについてシートに記載のうえ、利用申込の際にあわせてご提出ください。また、お子さんに必要な配慮事項や心配事がある場合は、「キッズかけはしシート」に記載してください。提出は任意となりますが、未提出の場合、年度の途中等で提出をお願いすることがあります。

(1) 利用料減免

利用料の減免を希望される場合は、事前にご相談ください。キッズクラブまで必要書類をご提出ください。

(2) 利用の決定

原則、放課後キッズクラブが利用申込の内容を確認し、利用が決定されると、システムで登録いただいたメールアドレスに通知が届きます。
また、新たに放課後キッズクラブを利用される場合は、利用開始前に保護者の方・お子さんとの面談を実施させていただく場合があります。面談の日程については、利用の決定後に改めてお知らせします。
なお、提出いただいた利用申込の入力内容に不明な点、虚偽等があった場合は、放課後キッズクラブの利用そのものや、すくすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブまたは運営法人：特定非営利活動法人 権太坂キッズサポートから事前にご連絡させていただきます。

権太坂小学校放課後キッズクラブ 入会/利用申込の手続き【放課後e-場所システム】

横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」の登録を一緒に実施いただけます

権太坂小学校放課後キッズクラブでは、令和7年度から横浜市 入会・利用申込 入退室管理システム「放課後e-場所システム」を使って、入会/利用申込を受け付けています。それに伴い、従来紙で実施していた利用申込等の手続きは一部の利用料減免の証明書等の提出を除き、放課後e-場所システムを通じて行うこととなります。下記二次元コードを読み込む、またはURLをブラウザに入力し、表示された申請フォームから手続きを行ってください。

▶保護者代表の方が申請してください。

申請期間：2026年2月10日（火）から3月14日（土）まで（4月1日から利用する場合）

申請方法：(1)新規の入会/利用申込の手続きを行うには、横浜市子育て応援サイト・アプリ「パマトコ」への登録（※）が必要です。下記二次元コード、またはURLにアクセスすると「パマトコ」登録ページが表示されますので、登録をお願いします。
(2)パマトコ登録後に、クラブの入会/利用申込フォームが表示されますので、連絡先等を登録ください。
(3)仮登録受付お知らせメールが届きます。本文のURLをクリックすると登録情報受付が完了します。
(4)クラブで登録内容を確認・承認後、ログインが可能となります。

※既に「パマトコ」に登録済みの方は、新たに登録する必要はありません。
表示されたページでパマトコのID、パスワードを入力し、クラブ入会/利用申込フォームにお進みください。

申込クラブ：権太坂小学校放課後キッズクラブ（必ず申込クラブをご確認ください）

●URLから
https://gn-kids.user.hokago-e-basho.city.yokohama.lg.jp/entry/profile/admission.html

●二次元コードから

※連絡先メールアドレスはGmailやYahoo!メールなどPCメールアドレスをご登録ください。
※携帯メールの場合は下記のドメインからのメール受信の設定を行ってください。
@mail.hokago-e-basho.city.yokohama.lg.jp

入会/利用申込の手続きの流れ

手続きの対象者：権太坂小学校放課後キッズクラブを始めて利用するご家庭
※兄弟児がキッズクラブを利用している場合は、別の手続きとなります。

左ページの二次元コード、またはURLから登録手続きをしてください。
横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」に登録した後に、クラブの入会/利用申込をすることができます。

※既にパマトコにご登録済みの場合は、再度登録の必要はありません。画面の指示に従って、アカウントの連携を行ってください。
※次年度の登録の際は、今回登録した情報を引継いで利用できます。次年度の登録方法については、令和9年度申込時期に改めてお知らせいたします。

1 二次元コードの読み込み → 2 パマトコに登録（アカウントの連携） → 3 連絡先・児童情報の入力 → 4 仮受付メール（URLから本登録） → 5 キッズクラブで承認（登録完了） → 6 保護者専用サイトへログイン

パマトコ YOKOHAMA は、子育てに便利な機能が集約された横浜市の公式アプリです。各種手続きのオンライン申請や、キッズクラブからの通知も受けとることができます。

入会/利用申込の手順

0 登録前の準備

申込前に書類の準備と書類のデータ化（PDF化やスマートフォン等でのスナップショット）を準備ください。

書類	対象者	説明
傷害保険払込が確認できるもの	申込者全員	ATM等で発行された振込票等
留守家庭児童等を証明する書類	すくすく【区分2A・B】利用希望者	就労（予定）証明書などはあらかじめ就労先から受理したうえで、申込ください
学校生活管理指導表【写し】	アレルギーを持つ児童	おやつ提供に際して、食物アレルギーがある場合は学校生活管理指導表【写し】が必要です
配慮が必要な事項がある場合証明する書類	身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちの児童	身体障害者手帳や療育手帳等をお持ちの場合は【写し】を提出ください必要に応じてクラブの職員と事前に面談を行う場合があります

1 二次元コードの読み込み

書類の準備ができましたら、上記二次元コードをスマートフォンのカメラで読み取ると横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」登録ページが表示されます。（読み取りができない場合は、二次元コード読み取りアプリをご利用ください）
なお、PCから入力する場合はURLをブラウザのアドレスバーに入力等を行ってください。

2 横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」に登録

必要事項を入力し「パマトコ」に登録、ログインします。ログインすると、「放課後e-場所システム」のクラブの入会/利用申込の入力フォームが表示されます。

3 連絡先・児童情報の入力

「放課後e-場所システム」の入力フォームに従い、入力を進めてください。（詳細は「(別紙1)各入力項目の注意事項・申請の流れ」を参照）
なお、入力項目が多いため、入力途中に適宜保存をしながら入力を進めていただくようお願いいたします。入力の際には記載した内容をよく確認した上で、送信してください。また、追加書類の提出など書類をクラブに直接持参いただく場合もあります。

4 仮受付メール（URLから本登録）

入力が終わりましたら、送信ボタンを押すことにより、システムから仮登録受付のメールを送付します。この際、登録いただいたメールアドレスがシステムからのメールを受信できるかを確認します。送信ボタンを押した後、システムからのメールが届かない場合は、誤ったメールアドレスを登録された可能性がありますので、下記に該当していないかを確認後、キッズクラブに直接お問合せください。

※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに入っていないか、受信拒否などが設定されていないかをご確認ください。
※携帯メールの場合は下記ドメインからのメール受信の設定を行ってください。
@mail.hokago-e-basho.city.yokohama.lg.jp
@return.mail.hokago-e-basho.city.yokohama.lg.jp

❺ キッズクラブで承認【クラブ側での操作】

「本登録する」ボタンを押すと、クラブで入力内容の確認等を行います。不備等あった場合はキッズクラブからお問合せが行く場合もあります。キッズクラブからの連絡に従ってください。キッズクラブでの承認が完了後、登録いただいたメールアドレスあてに保護者専用ページのURLとIDが送付されます。(承認が完了すると、「パマトコ」と「放課後e-場所システム」のログイン情報共通化が完了します)
なお、キッズクラブでの確認・承認には時間をいただきます。長期間承認されない場合は、お手数ですがクラブにお問合せください。

❻ 保護者専用サイトへログイン

❺の承認完了後、保護者専用サイトへログインできるようになります。IDの通知が届くまではログインができないのでご注意ください。
保護者専用サイトへは、「パマトコ」あるいは「放課後e-場所システム」のどちらからでもログインができます。
パマトコからログインする場合は、「パマトコでログイン」ボタンを押し、パマトコのIDとパスワードを入力してください。
「放課後e-場所システム」からログインする場合は、別途パスワードを設定(※)する必要があります。

※※パスワードの設定には仮パスワードを発行する必要があります。詳細は「(別紙2)パスワードの設定方法」をご参照ください。

申込にあたっての注意事項

- **クラブによっては面談が必要となる場合があります。**
  初めて利用する世帯には利用前に面談を行う場合もあります。日程調整等の協力をお願いいたします。
- **必要に応じて、クラブへ出向く必要がありますので、ご理解ください。**
  提出いただく資料には原本での提出を求めるものがある等、自宅からすべての手続きがオンラインで完結しない場合があります。
  必要に応じて書類を持参していただく等、クラブからの連絡に従ってください。
- **申請内容や添付書類に不備があった場合、速やかにご対応をお願いいたします。**
  申請内容の確認の際、不備などがあった場合は速やかに対応をお願いします。今後の利用に支障をきたす可能性があります。
  また申請内容に誤りがあった場合などもキッズクラブにお申し出ください。
- **放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ両方とも利用する場合はそれぞれのクラブで利用申込が必要です。**
  二次元コードやURLはクラブごとに異なります。利用するクラブから登録用の用紙を受け取り、それぞれのクラブで登録が必要です。
- **申込は保護者代表の方1名がご登録ください。**
  重複して登録すると、システムがうまく機能しません。キッズクラブからの連絡は最大4名まで受信することができます。
  家庭内でアカウントを共有していただくことは構いませんが、IDやパスワードについては厳重に管理をお願いします。

(3) 新1年生の利用開始日

新1年生の利用開始日は、利用区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく【区分1】	利用開始は4月の給食開始日(現在未定)からとなります。 ただし、スポット利用(利用料800円/回+おやつ代)の場合は、4月1日から利用することができます。
すくすく【区分2】	4月1日から利用することができます。

注意事項
利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から5月2日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。
①利用にあたっては、必ず保護者の責任で送迎を行ってください。
②お子さんの状況を把握するため、【すくすく区分2】登録の場合は事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただきます。また【わくわく区分1】登録の場合も面談させていただく場合があります。

(4) 利用予定の登録

キッズクラブの利用予定は原則、前月の25日までにシステムで登録してください。利用予定にない急な参加はできない場合がございますのでご承知おきください。
なお、登録した月の利用予定に変更が生じた場合の変更は3日前までに、システムで変更をしてください。
変更できない場合には、メールまたは電話にて直接キッズクラブに連絡ください。

当初の登録	登録・変更等期限	前月25日までにシステムに登録
当初の登録締切日後の変更		3日前までにシステムで変更

(5)『利用カード』の提出について

『利用予約名簿』でお子さんの利用予定を確認し、『利用カード』でその日に実際に利用する(した)かどうかを確認します。毎日、登校前にお子さんに「今日、キッズに行くかどうか」を確認し、利用する場合には『利用カード』に、保護者の方が必要事項を記入の上、お子さんに持たせ、放課後キッズクラブに提出ください。
なお、『利用カード』は、申込時以外の5月分からはキッズクラブで配付します。

利用日にお子さんが利用カードを忘れた場合

利用予約名簿に記載があっても(または記載の有無にかかわらず)キッズクラブから利用の確認するため、保護者の方に連絡をします。▶基本カードで当日利用時間、お迎えの有無を確認しています。
保護者の方の利用確認が取れるまでは、わくわく【区分1】においては午後4時まで、すくすく【区分2A】においては午後5時までお子さんをキッズクラブに留め置きます。
なお、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】のお子さんが午後5時を越えて留め置きとなった場合には、延長料として400円/回がかかります。
利用カードがなく、かつ利用予約名簿の利用予定日にもなっていない場合はキッズクラブを利用できません。お子さんはそのまま下校することになりますので、ご注意ください。

予定外の利用の場合(急きょ利用したい場合、追加利用)

わくわく【区分1】(スポット利用除く)においては、**「急な利用である旨」をメールまたは電話で必ず連絡**を。
すくすく区分【区分2A・B】や、わくわく【区分1】のスポット利用の場合においては、おやつの準備等があるため、**原則として前日の午後7時までに、メールまたは電話連絡**をお願いします。

利用を取りやめる場合

当日の午後2時30分頃までに、欠席を入退室システム、メールまたは電話で連絡をお願いします。
電話の場合:午前中は留守番電話に設定していますので、留守番電話への録音をお願いします。

19 利用区分の変更

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、システム・別紙で翌月以降の利用区分の変更申請をしてください。(月途中での利用区分の変更は原則できません)
また、利用区分変更申請は、原則変更希望月の前月1日までに行ってください。ただし、夏休み(7・8月)については、定員の状況により新たな活動場所の確保が必要になる場合もあるため、原則6月1日までにお願いします。
なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いします。

留守家庭児童等を証明する書類の提出について

年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすくすく【区分2A・B】に変更する場合には、利用区分変更申請時に「留守家庭児童等を証明する書類」18 の添付が必要となります。
一度すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に登録していた方が、わくわく【区分1】からすくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に再度変更する際は、就労証明書の証明内容に変更がない場合、同一年度内の区分変更に伴う就労(予定)証明書の再提出を省略できます。ただし、就労状況が変更となっている場合や、年度替わりの際の継続利用申込の際は、改めて就労(予定)証明書の提出が必要となります。
すくすく【区分2A・B】間の変更(【区分2A】⇔【区分2B】)は、利用区分変更申請時の「留守家庭児童等を証する書類」の添付は不要です。勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、システムで改めて留守家庭児童等を証明する書類の添付が必要となります。

20 利用料等の支払方法

利用料等は、ゆうちょ銀行口座振替（口座引落し）によるお支払いとなります。

	手法	引落し日	注意事項
すくすく【区分2】の利用料	口座振替	毎月10日	ゆうやけ・ほしぞら利用料は該当月分
わくわく【区分1】のスポット料金 すくすく・ゆうやけ【区分2A】の延長料			スポット・延長料は末締め翌月引落し
おやつ代・プログラムの材料費等（実費）			末締め翌月引落し

※入金期限は引落し日の10日前です。引落し日が土・日・祝日となる場合は、翌営業日が引き落とし日になります。

例！ **ほしぞら：1月利用料 5,000円＋12月おやつ代 1,000円＋12月プログラム代 300円＝請求 6,300円**

21 非常災害時等の対応について

（1）警報発表時の対応

権太坂小学校放課後キッズクラブの対応 浸水対象外

学校がある日

登校前

午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、学校は児童の安全確保のため、全市一斉に「臨時休校」となります。
放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。
なお、利用する場合は、**必ず保護者または保護者から指定された方の送迎が必要**です。

特別警報発表時または「避難情報」が発表された場合は、閉所となります

登校後

児童登校後、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、**放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所**し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】**のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。**スポット利用以外のわくわく区分のお子さんは、基本的には学校での対応となります。
なお、警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、**必ず保護者または保護者から指定された方の送迎が必要**です。

特別警報発表時または「避難情報」が発表された場合は、放課後キッズクラブは閉所となります

放課後

警報発表中は、児童の帰宅時間に関わらず、**利用しているすべての児童の保護者または保護者から指定された方の送迎が必要です。児童はお迎えが来るまで放課後キッズクラブで待機します。**
交通機関が不通となる場合もありますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

特別警報発表時または「避難情報」が発表された場合であっても、帰宅の安全が確保されるまで、児童は利用区分にかかわらず放課後キッズクラブで留め置きとなります

学校がない日

午前6時の段階で、横浜市内に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「降灰予報」が発表された場合、**放課後キッズクラブは、児童の安全対策を最優先としたうえで開所**し、すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】**のスポット利用のお子さんのみ受入れを行います。**
なお、利用する場合は、**必ず保護者または保護者から指定された方の送迎が必要**です。

特別警報発表時または「避難情報」が発表された場合は閉所します

※**「避難情報が発表された場合」**とは、当該所在地に**「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合**をいいます。
避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

横浜市 防災情報ポータル

URL　https://bousai.city.yokohama.lg.jp/

>本市トップページ>暮らし・総合>防災・救急・防犯>防災・災害>防災・災害情報>防災情報>・防災情報ポータル(避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況)（外部サイト）

（2）公共交通機関の計画運休が発表された場合

原則として、すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社（JR線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン）の計画運休が判明した場合とします。

（3）交通機関の計画運休等に伴い、スタッフの配置が困難な場合の対応

気象警報等が発表されていない場合であっても、当日中に特別警報の発表が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

22 Jアラートを通じた緊急情報への対応

神奈川県内にJアラートが発信された場合、児童が来所前であれば、自宅待機を原則とします。
その後、上空通過や領海外に落下した場合は活動を再開します。
なお、交通機関が停止しており、職員体制が整わない場合や職員の帰宅が困難になることが予想される場合においては、区こども家庭支援課と協議のうえ、開所時間の変更や閉所を行う場合は速やかに保護者に周知します。ミサイルが横浜市内に落下した場合は、原則として閉所とします。

23 熱中症警戒アラート等発表時等の利用

▶わくわく【区分1】

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、**「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時、または当日の午後5時に発表された場合、わくわく【区分1】の利用を原則休止**します。また、**「熱中症特別警戒アラート」が前日の午後2時に発表された場合も同様の対応**とします。近年の放課後キッズクラブの登録児童数の増加等により、室内の活動場所の確保に苦慮しており、事業の位置づけが「遊びの場」であるわくわく【区分1】は児童の安全な活動のために利用を原則休止します。ご理解とご協力をお願いいたします。

▶すくすく【区分2A・B】

すくすく【区分2A・B】に関しては「生活の場」として位置付けているため、「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」が発表されてもご利用いただけます。ただし、特に夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いします。

熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
●発表は1日2回、前日の午後5時と、当日の午前5時 ●暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表 ●わくわく【区分1】は原則利用休止	●発表は1日1回、前日の午後2時 ●気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れのある場合（暑さ指数の値が「35以上」）に発表されます ●わくわく【区分1】の利用制限等の対応については「熱中症警戒アラート」と同様ですが、より一層熱中症への対策をお願いします

熱中症警戒アラート等に関するメール等配信サービス

ご家庭でも下記のアドレスから**「熱中症警戒アラート等 メール配信サービス」**にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。登録をお願いします。 ※熱中症特別警戒アラートは、午後2時頃に配信されます

配信サービス	URL	二次元コード	配信時刻
横浜市防災情報Eメール	https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/iza/jyoho/email.html		前日午後5時頃、当日午前5時頃
環境省熱中症警戒アラート等メール配信サービス	https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php		前日午後5時頃、当日午前7時頃
環境省公式LINEアカウントによる情報配信	https://www.wbgt.env.go.jp/sp/line_notification.php		前日午後6時頃、当日午前7時頃

24 地震

放課後キッズクラブの対応（時間帯別の基本行動） 例：震度5強以上の地震の場合		
学校がある日	登校前 登校後 授業中	地震がおさまった場合でも、**当日は開所しません。**
	放課後	教職員が在校中であれば、学校の指示に従い、児童の保護及び保護者のお迎えの対応を行います。 教職員が不在の場合は、あらかじめ学校と取り決めを行った場所で児童を保護。 参集してきた教職員に報告をしたうえで、指示に従います。
学校がない日		**(1) 開所前の地震発生→開所しません。** **(2) 開所後の地震発生→児童の安全を確保し、あらかじめ学校と取り決めをした場所で待機します。** 教職員が参集してきたら、状況を報告し、指示に従います。
地震発生翌日		学校の対応に準じます。

V その他

25 支援や配慮を必要とする児童の受入れについて

(1) 障害のある児童や配慮が必要な児童について

お子さんの特性に応じた支援や配慮については、保護者の方と相談しながら、可能な限りクラブの体制や環境の調整を行います。障害や医療的配慮、発達の遅れ等、お子さんについて気がかりな点やご心配がある場合や、医師の診断・助言がある場合等は、**「利用登録」及び「キッズかけはしシート」にその旨の記載**をお願いします。

利用申込前の事前見学

キッズクラブの申込に当たっては、事前にキッズクラブを見学いただくことを推奨しています。
お子さんが安全・安心に過ごせるかどうかを確認していただくために、お子さんを連れての見学をお願いします。なお、見学をご希望の際は、キッズクラブへ事前にご相談ください。

利用決定後の面談

利用決定後、原則、利用開始する前に、保護者の方・お子さんとスタッフとの面談を実施させていただきます。「キッズかけはしシート」等に記載いただいた内容等を踏まえた支援や配慮を検討するために、ご協力をお願いします。

(2) 医療的ケアが必要な児童のご利用について

医療的ケアが必要な児童につきましては、事前にクラブでの受け入れ準備が必要となる場合があります。
ご利用をご検討いただいている段階でも構いませんので、放課後キッズクラブへのお早めの相談をお願いいたします。

(3) その他支援事業のご紹介

18歳までの子育てに関する相談窓口が各区役所こども家庭支援課にあります。相談窓口では、保健師・助産師や社会福祉職などが相談者と一緒に考え、必要に応じて専門機関などを紹介していますので、**お住まいの区の「こども家庭相談」に直接ご相談ください。**
また、児童の発達を支援するための療育の提供を目的とした障害児通所支援事業（放課後等デイサービスなど）の制度もあります。利用に関する相談はお住まいの区の区役所こども家庭支援課へご連絡ください。

こども家庭相談ホームページ
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shido/sodan/kodomokateisoudan.html

障害児通所事業ご利用の手引き
https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.files/0262_20250820.pdf

26 保護者会

放課後キッズクラブでは、主に保護者に意見を聞く場として、半期に1回以上保護者会を開催します。
保護者会は、保護者との関わりを目的とするため、保護者を集めて意見交換する場（オンライン含む）の他、保護者参加の親子プログラムや、利用者へのアンケートの実施も含みます。
保護者の皆さんのご意見をいただく大切な場であるため積極的にかかわっていただくよう、お願い申し上げます。
保護者会の開催に当たっては、キッズニュース等で事前にお知らせいたします。